

## 三角西港の歴史的建造物



### 埠頭

全長756mに及ぶ埠頭は、ムルドルの設計と天草石工の技術が見事に融合した当時最先端の石積み埠頭。整然とした切石積み特徴。国重要文化財。



### 排水路

満潮時に海水を引き込み、干潮時に排水するよう造られ、そこに道路側溝を流す天然の下水道の役割を果たす。山水の排水も兼ねた3面石張り排水路。西端、西、東、後方の4ヶ所が国重要文化財。



### 旧三角海運倉庫

明治20年(1887)に建てられた土蔵造りの荷揚げ倉庫。昭和60年(1985)に修復され、現在はレストランとして利用されている。国登録有形文化財。



### 龍驤館

明治天皇即位50年を記念事業として大正7年(1918)に建設。公会堂や図書館として利用された。開港当時の浦島屋はここに建てられていた。国登録有形文化財。



### 旧宇土郡役所

明治35年(1902)に宇土郡役所として建てられた。明治期の洋風建築の規範であり、漆喰仕上げの外壁や内装が特徴。現在も海技施設として利用されている。国登録有形文化財。



### 旧三角簡易裁判所

明治23年(1890)開庁。大正9年(1920)に現在地に新築移転。平成4年(1992)まで現役の裁判所として使用され、現在は「法の館」として一般に公開されている。国登録有形文化財。

## 世界遺産登録への道のり

### 世界遺産とは?

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(世界遺産条約)に基づき、「世界遺産リスト」に登録されている顕著にして普遍的な価値をもつ人類共通の資産のことです。

### 世界遺産の種類・登録件数は?

世界遺産には、3種類があり、1031件が登録されています。(平成27年7月現在)

- ①文化遺産(802件)  
歴史上・芸術上・研究上重要な記念物・建造物群・遺跡
- ②自然遺産(197件)  
保存上・鑑賞上・研究上重要な自然景観や生物棲息地
- ③複合遺産(32件)  
自然遺産と文化遺産の両方の要件を満たしている物件

### 暫定リストとは?

世界遺産条約を締結した国は、将来世界遺産リストに登録する計画のある物件を「暫定リスト」としてユネスコに提出します。事前に暫定リストに記載されていないと、世界遺産委員会に推薦書を提出しても審査されません。

### 世界遺産登録の流れ

世界遺産登録手続きの、おおまかな流れは次のとおりです。

#### 1. 暫定リストの提出

世界遺産条約締約国は暫定リストを作成し、ユネスコ世界遺産センターに提出します。

#### 2. 推薦書提出

条件の整ったもののうち、原則1年につき各国2物件(文化遺産・自然遺産1件ずつ)以内をユネスコ世界遺産センターに推薦します。

#### 3. 審査機関による審査

文化遺産は国際記念物遺跡会議(ICOMOS)が、自然遺産は国際自然保護連合(IUCN)が調査し、報告します。

#### 4. 世界遺産委員会における審議

世界遺産委員会で最終審議し、世界遺産登録の可否を決定します。

#### 5. 世界遺産リストに登録

### 世界遺産になるための要件

#### 「顕著な普遍的価値」を有していること

- 世界遺産委員会が定める登録基準の一つ以上該当すること
  - 真実性を満たしていること(意匠、材料、位置などが元の状態=オリジナリティを保っている)
  - 完全性を満たしていること(遺産の価値を構成する必要な要素が過不足なく含まれている)
- 遺産の価値が将来にわたって確実に保護される体制が整っていること

- 国内法による万全な保護措置
- 保存管理計画の策定、管理体制の整備

### お問い合わせ

宇城市教育委員会 世界遺産推進室 TEL 0964-32-1428 熊本県宇城市松橋町大野 85 番地

2015年 世界文化遺産登録決定  
『明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業』

# 三角西港

日本で唯一残る明治期の港

# 明治日本の産業革命を支えた「三角西港」。

明治三大築港の一つである三角西港は明治20年に開港。明治22年には国の特別輸出港に指定され九州の一大集散地として栄えました。その後役割は衰退しましたが、石積み埠頭をはじめ当時の施設がほぼ原形のままで残っています。明治期の港が完璧に現存するのは日本でここだけです。

## 港全体が近代化産業遺産

三角西港で特筆すべきことは、山を削り海面を埋め立て近代的な港湾都市を建設したこと。ムルドルの設計は、曲線を多用し、水路幅、道路幅ともに当時の日本の基準をはるかに超えたスケールでした。埠頭沿いには倉庫が建ち並び、埋め立て地には洋風、和風の建物が整然と形成されていました。

## 世界遺産

「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」

平成21年1月に三角西港を含む22の資産で構成された「九州・山口の近代化産業遺産群」がユネスコの世界遺産暫定一覧表に記載されました。(平成25年4月に構成資産の見直しにより23資産に変更)

平成27年7月に、『明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業』が世界文化遺産に登録されました。

## 近代 港 湾都市としての機能

港の設計は、内務省派遣のオランダ人水理工師ムルドルが行いました。ムルドルは、将来的な港の土地利用も想定して、埠頭だけではなく背後地の道路や水路の設計も行っています。設計された道路や水路は、当時の日本の基準をはるかに超えるスケールで描かれており、三角西港を横断する現在の国道57号は、築港当時のままの道路幅で現在も熊本-天草間を結ぶ主要幹線として利用されています。

また、開港後は宇土郡警察署、三角簡易裁判所、宇土郡役所が開庁し、貿易、行政、司法を備えた港湾都市として発展しました。

## 天草の石工たち

三角西港を実際に施工したのは天草の石工達です。長崎の大浦天主堂やグラバー邸等を手がけた小山秀が率いる天草の石工は、切り出した石材を舟念に仕上げ、当時の日本では見られない曲線を多用した加工で積み上げていきました。

## 明治 三大築港

三角西港は、三国港(福井県)、野蒜築港(宮城県)とともに明治の三大築港事業として明治17年(1884)5月に起工、同20年6月に竣工した、我が国初の本格的な近代港湾施設です。



## 石炭の輸出港としての役割

三池港が開港するまでの一時期(主に明治23年~34年)、三角西港は長崎県の口之津港とともに三池炭鉱の石炭を中国の上海に輸出する役割を担いました。

当時は、三池炭坑から海上輸送された石炭を馬立地区(天草五橋一号橋(天文橋)付近)に仮置きし、沖合に停泊した大型船に積み込み、三角税関を経て、さらに口之津港の税関を経て、上海に輸出していました。

## 2015年7月 世界文化遺産登録決定!

# 『明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業』とは?

幕末から明治の終わりにかけて、日本は重工業化の基礎を作り上げ、後に日本の基幹産業となる製鉄・製鋼、造船、石炭産業について急速な産業化を成し遂げました。

九州・山口を中心とした地域に残る23の資産は、幕末からわずか60年余りで西洋から非西洋への産業化の移転が成功し、かつ西洋と日本の伝統文化が素晴らしく融合した過程を示すもので、世界的に特筆されるものです。

三角西港は、石炭産業で重工業化に貢献した港として構成資産に含まれています。

具体的には、帆船で運ばれてきた三池炭鉱の石炭を、三角西港で石炭運炭船(蒸気船)に積み替えて、中国の上海等に輸出した歴史的価値と、明治期の港が完全に残存している文化財的価値が高く評価されて「明治日本の産業革命遺産」の構成資産として選ばれています。

構成資産候補は全体で23資産であり、うち熊本県内は次の3資産です。

三池炭鉱万田坑(荒尾市)国史跡、国重要文化財

三池炭鉱専用鉄道敷跡(荒尾市、大牟田市)国史跡

三角西港(宇城市)国重要文化財、国重要文化的景観



近代化に必要なエネルギーになるとともに時代を急進させる源となった石炭。日本の産業革命が進むと石炭をエネルギーとして、日本の産業は重工業化への道を進んでいきました。

長崎では日本初の蒸気軍艦「千代田形」の蒸気機関が製造され、後には本格的な造船が行われることとなります。造船技術は近代化のさまざまな原動力となりました。



「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」構成資産一覧

エリア	サイト	ID	構成資産
1 萩	萩	1-1	萩城下町
		1-2	萩反射炉
		1-3	恵美須ヶ鼻造船所跡
		1-4	大板山たたら製鉄遺跡
		1-5	松下車塾
2 鹿兒島	集成館	2-1	旧集成館
		2-2	旧集成館機械工場
		2-3	旧鹿兒島紡績所技師館
3 葦山	葦山反射炉	3-1	葦山反射炉
4 釜石	橋野鉄鉱山	4-1	橋野高炉跡及び関連遺跡
5 佐賀	三重津海軍所跡	5-1	三重津海軍所跡
6 長崎	長崎造船所	6-1	小菅修船場跡
		6-2	長崎造船所 第三船渠
		6-3	同 ジヤイアント・カンチレバークレーン
		6-4	同 旧本型場
	高島炭鉱	6-6	高島炭坑
		6-7	端島炭坑
	旧グラバー住宅	6-8	旧グラバー住宅
		7 三池	三池炭鉱・三池港
7-2	同 万田坑		
8 八幡	八幡製鐵所	8-1	三池港
		8-1	八幡製鐵所 日本事務所
		8-1	同 修繕工場
		8-2	同 旧鍛冶工場
	三角西港	7-2	三角西港
	三角西港	7-2	三角西港

(全23資産)

## 三角西港の歴史的建造物



### 埠頭

全長756mに及ぶ埠頭は、ムルドルの設計と天草石工の技術が見事に融合した当時最先端の石積み埠頭。整然とした切石積み特徴。国重要文化財。



### 排水路

満潮時に海水を引き込み、干潮時に排水するよう造られ、そこに道路側溝を流す天然の下水道の役割を果たす。山水の排水も兼ねた3面石張り排水路。西端、西、東、後方の4ヶ所が国重要文化財。



### 旧三角海運倉庫

明治20年(1887)に建てられた土蔵造りの荷揚げ倉庫。昭和60年(1985)に修復され、現在はレストランとして利用されている。国登録有形文化財。



### 龍驤館

明治天皇即位50年を記念事業として大正7年(1918)に建設。公会堂や図書館として利用された。開港当時の浦島屋はここに建てられていた。国登録有形文化財。



### 旧宇土郡役所

明治35年(1902)に宇土郡役所として建てられた。明治期の洋風建築の規範であり、漆喰仕上げの外壁や内装が特徴。現在も海技施設として利用されている。国登録有形文化財。



### 旧三角簡易裁判所

明治23年(1890)開庁。大正9年(1920)に現在地に新築移転。平成4年(1992)まで現役の裁判所として使用され、現在は「法の館」として一般に公開されている。国登録有形文化財。

## 世界遺産登録への道のり

### 世界遺産とは?

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(世界遺産条約)に基づき、「世界遺産リスト」に登録されている顕著にして普遍的な価値をもつ人類共通の資産のことです。

### 世界遺産の種類・登録件数は?

世界遺産には、3種類があり、1031件が登録されています。(平成27年7月現在)

- ①文化遺産(802件)  
歴史上・芸術上・研究上重要な記念物・建造物群・遺跡
- ②自然遺産(197件)  
保存上・鑑賞上・研究上重要な自然景観や生物棲息地
- ③複合遺産(32件)  
自然遺産と文化遺産の両方の要件を満たしている物件

### 暫定リストとは?

世界遺産条約を締結した国は、将来世界遺産リストに登録する計画のある物件を「暫定リスト」としてユネスコに提出します。事前に暫定リストに記載されていないと、世界遺産委員会に推薦書を提出しても審査されません。

### 世界遺産登録の流れ

世界遺産登録手続きの、おおまかな流れは次のとおりです。

1. 暫定リストの提出  
世界遺産条約締約国は暫定リストを作成し、ユネスコ世界遺産センターに提出します。
2. 推薦書提出  
条件の整ったもののうち、原則1年につき各国2物件(文化遺産・自然遺産1件ずつ)以内をユネスコ世界遺産センターに推薦します。
3. 審査機関による審査  
文化遺産は国際記念物遺跡会議(ICOMOS)が、自然遺産は国際自然保護連合(IUCN)が調査し、報告します。
4. 世界遺産委員会における審議  
世界遺産委員会で最終審議し、世界遺産登録の可否を決定します。
5. 世界遺産リストに登録

### 世界遺産になるための要件

#### 「顕著な普遍的価値」を有していること

- 世界遺産委員会が定める登録基準の一つ以上該当すること
  - 真実性を満たしていること(意匠、材料、位置などが元の状態=オリジナリティを保っている)
  - 完全性を満たしていること(遺産の価値を構成する必要な要素が過不足なく含まれている)
- 遺産の価値が将来にわたって確実に保護される体制が整っていること

- 国内法による万全な保護措置
- 保存管理計画の策定、管理体制の整備

2015年 世界文化遺産登録決定

『明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業』

# 三角西港

日本で唯一残る明治期の港

### お問い合わせ

宇城市教育委員会 世界遺産推進室 TEL 0964-32-1428 熊本県宇城市松橋町大野 85 番地